

姫路市新美化センター整備・運営事業
実施方針

令和7年10月20日

姫 路 市

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
第2章 事業の内容に関する事項	3
1. 事業名	3
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3. 公共施設等の管理者	3
4. 本事業の目的	3
5. 本事業の概要	3
6. 本施設の概要	4
7. 事業方式	4
8. 契約の形態	4
9. 事業期間	4
10. 事業期間終了後の措置	5
11. 事業の対象となる業務範囲	5
12. 事業者の収入	6
13. 余熱利用計画	6
14. 売電収入の帰属先	6
15. 市が適用を予定している交付金	6
16. 関係法令の遵守	6
17. 事業スケジュール（案）	6
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定の手順	7
3. 応募者の参加資格要件	10
4. 応募者の審査及び落札者の選定	16
5. 落札者決定後の手続き	17
6. 著作権	17
7. 特許権等	17
8. 応募に係る費用	17
第4章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1. 指定されるサービスの水準・仕様	18
2. 想定されるリスクの分担	18
3. 市による事業実施状況の監視	18
4. 地元の雇用及び地元企業の活用	18
5. 地域住民との共生	18
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19

1. 敷地面積及び配置	19
2. 都市計画事項	19
第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1. 係争事由に係る基本的な考え方	19
2. 管轄裁判所	19
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	20
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4. その他	20
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
第9章 その他本事業の実施に関し必要な事項	21
1. 議会での議決	21
2. 情報提供	21
3. 実施方針に関する担当	21

【添付資料】

- 添付資料1 事業実施場所
- 添付資料2 事業実施区域
- 添付資料3 契約スキーム（案）
- 添付資料4 役割分担概念図
- 添付資料5 リスク分担（案）

第1章 用語の定義

実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	落札者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ等を処理対象物として焼却し、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱(温水、蒸気)として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される応募グループ又は単体企業をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、市と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者本事業を一括で発注するために、市、落札者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務実施のために、基本契約に基づき、市と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、共同企業体又は単体企業をいう。
建築物等選定委員会	本施設のうち、建築物及びプラントを除く設備等を総称していう。 市が応募者から提出を受ける事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会」をいう。
構成員	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
市	姫路市をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称していう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の選定に当たり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

地 方 公 共 団 体	地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
入 札 関 係 書 類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 施 設	本事業において、事業者が事業実施区域内に設計・建設するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、その他整備する設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本 事 業	姫路市新美化センター整備・運営事業をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
要 求 水 準 書 運 営 ・ 維 持 管 理 業 務 編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 設 計 ・ 建 設 業 務 編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落 札 者	選定委員会において落札候補者として選定されたのち、落札者として決定された応募グループをいう。

第2章 事業の内容に関する事項

1. 事業名

姫路市新美化センター整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 : 姫路市新美化センター

種 類 : 一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

姫路市長 清元 秀泰

4. 本事業の目的

市では、令和7年7月に策定した「姫路市新美化センター整備基本計画」に基づき、事業者のノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な姫路市新美化センター整備・運営事業を推進することを目的とする。

5. 本事業の概要

本事業では、姫路市から排出される可燃ごみ、災害廃棄物等を適正に処理するために、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。また、20年間にわたり、受付・計量、ごみ処理等の運転管理業務のほか、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、情報管理業務等の運営・維持管理業務を行うものとする。

本施設の整備に係る基本方針は、次のとおりである。

基本方針1 安心・安全で安定的に処理が可能な施設

基本方針2 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設

基本方針3 周辺環境に配慮した施設

基本方針4 地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設

基本方針5 洗練された無駄のない施設

6. 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目	概要
事業実施場所／ 事業実施区域	姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27 「添付資料 1 事業実施場所」及び「添付資料 2 事業実施区域」参照
処理対象物	可燃ごみ等
処理方式	全連続運転式ストーカ式
施設規模	196t/24h (98t/24h×2 炉)
付帯施設／ 付帯設備	計量棟、駐車場、多目的広場、災害廃棄物等ヤード、構内道路、門扉、 囲障、植栽、その他関連する施設や設備等
供用開始	令和 14 年 4 月

7. 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、D B O 方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20 年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。

8. 契約の形態

市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

市は、落札者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料 3 契約スキーム（案）」に示す。

9. 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- ・設計・建設業務期間 : 事業契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月まで
- ・運営・維持管理業務期間 : 令和 14 年 4 月から令和 34 年 3 月まで (20 年間)

10. 事業期間終了後の措置

市では、本施設を供用開始後 30 年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、本施設を 30 年間以上使用することを前提として、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、市に引継ぐものとする。市及び事業者では、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 16 年目（令和 29 年度）の時点から協議を開始するものとする。

11. 事業の対象となる業務範囲

（事業の対象となる業務範囲は下記の通りとする。「添付資料 4 役割分担概念図」参照）

（1）事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- （ア）本施設の設計
- （イ）市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- （ウ）市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）等申請支援
- （エ）市が行うその他許認可申請支援
- （オ）本施設の建設（工事内訳書作成含む）
- （カ）建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- （ア）運転管理業務
- （イ）維持管理業務
- （ウ）余熱利用管理業務
- （エ）測定管理業務
- （オ）防災等管理業務
- （カ）関連業務（見学者対応を含む）
- （キ）情報管理業務

（2）市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- （ア）用地の確保
- （イ）本施設の交付金申請手続
- （ウ）本施設の設計・建設モニタリング
- （エ）その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- （ア）住民対応

- (イ) 行政視察対応
- (ウ) 運営モニタリング
- (エ) その他これらを実施するうえで必要な業務

1 2. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計・建設業務の対価としての施設整備費及び運営・維持管理業務の対価としての運営業務委託費とする。なお、詳細は、入札関係書類に示す。

1 3. 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内外で利用する。余剰電力は市が電力事業者へ売却するものとするが、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努めるものとする。また、運営事業者は、電気以外の蒸気や温水も積極的に活用し、エネルギー回収率 19.0%以上を達成するものとする。

1 4. 売電収入等の帰属先

電力事業者への余剰電力の売電収入等は、市に帰属するものとするが、運営事業者は、当該売電収入等の向上を考慮して運営・維持管理業務を行う。

1 5. 市が適用を予定している交付金

市では、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金申請等の手続は、市で行うが、建設事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について、市を支援するものとする。

1 6. 関係法令の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

1 7. 事業スケジュール（案）

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 実施方針等の公表 | 令和 7 年 10 月 20 日 |
| (2) 入札公告 | 令和 8 年 1 月下旬 |
| (3) 事業提案書の受付 | 令和 8 年 7 月中旬 |
| (4) 落札者の決定 | 令和 8 年 9 月中旬 |
| (5) 基本協定の締結 | 令和 8 年 9 月下旬 |
| (6) 仮契約の締結 | 令和 8 年 11 月上旬 |
| (7) 事業契約の締結（議会承認） | 令和 8 年 12 月下旬 |
| (8) 本施設の設計・建設 | 事業契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月 |
| (9) 本施設の運営・維持管理 | 令和 14 年 4 月から令和 34 年 3 月まで |

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から市が要求する水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札で行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
① 実施方針及び要求水準書(案)の公表	令和7年10月20日(月)
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和7年11月7日(金)
③ 実施方針等に関する質問・意見への回答公表	令和7年12月3日(水)
④ 特定事業の選定の公表	令和8年1月中旬
⑤ 入札公告	令和8年1月下旬
⑥ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和8年2月中旬
⑦ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和8年3月上旬
⑧ 現地見学会	令和8年3月下旬
⑨ 入札参加資格審査書類の受付期限	令和8年4月上旬
⑩ 入札参加資格審査結果の通知	令和8年4月上旬
⑪ 事業対話	令和8年4月中旬
⑫ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和8年4月下旬
⑬ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和8年5月下旬
⑭ 事業提案書の受付期限	令和8年7月中旬
⑮ 落札者候補者の選定	令和8年9月上旬
⑯ 落札者の決定	令和8年9月中旬
⑰ 仮契約議案	令和8年11月上旬
⑱ 事業契約の締結（議会承認）	令和8年12月下旬

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見は、次のとおり受け付けるが、電話等による質問には一切応じない。なお、質問・意見書を提出した者に対しては、市が個別にヒアリングする場合がある。

ア 受付期間

実施方針公表日から令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時までとする。

イ 提出方法

実施方針と同時に公表する別添様式第 1 号（Excel 形式）に記入のうえ、電子メールで送付する。

(ア) 送付先 姫路市農林水産環境局環境事業推進室

(イ) 電子メール kankyo-jigyo@city.himeji.lg.jp

(ウ) 件名 実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出会社名）

ウ 確認方法

市では、質問・意見書を提出した者に対し、到達確認メールを返信する。

エ 回答の公表

実施方針等に関する質問・意見書への回答は、令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時までに市ホームページで公表する。

(3) 特定事業の選定及び公表

市では、本事業を実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービス水準の向上を期待できることを特定事業の選定における基準とする。

市における財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価する。

特定事業の選定を行ったときは、その内容を公表する。

(4) 入札公告及び入札関係書類の公表

市では、令和 8 年 1 月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集等の入札関係書類を公表する。

(5) 現地見学会の実施

市では、本事業への参加を希望する応募者（グループの場合はグループ）を対象に、建設地及び周辺環境等の把握を目的として現地見学会を実施する予定である。なお、具体的な実施内容・方法は、入札関係書類に示す。

(6) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

市では、本事業への参加を希望する応募者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、入札参加資格審査の結果は、各応募者に通知するが、入札参加表明書の提出方法、時期、入札参加資格審査に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

また、入札参加資格審査が認められなかった応募者は、市に対しその理由を書面により説明を求めることができる。

(7) 事業対話の実施

市では、入札参加資格が認められた応募者を対象に、対面に対話する予定である。事業対話は、応募者に対し、事業の位置付けや特徴等の事業目的への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮等を目的として行うものである。なお、具体的な実施内容・方法は、入札関係書類に示す。

(8) 事業提案書の受付

市では、入札参加資格が認められた応募者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

3. 応募者の参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業又は単体企業で構成する。
- イ 応募者は、構成員及び協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能である。
- ウ 応募者の構成員の中から「3(2)イ(ア)本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

なお、代表企業は、応募及び入札等に係る入札説明書に定める手続きについて、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。以下同じ。）を格納したICカードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録したうえで行うものとする。
- エ 入札参加資格確認基準日以降の構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合に、落札者決定の前日までに、代表企業から構成員又は協力企業の変更の申出を受けたときは、市と協議を行い、当該構成員又は協力企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成員又は協力企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、提案書の提出後においては当該提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると市が認めた場合は、変更を認めることがある。
- オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- カ 共同企業体を結成する場合は、以下のとおりとする。なお、共同施工方式とする場合における各企業の出資割合は2者の場合は30%以上、3者以上の場合は20%以上とする。
 - (ア) 設計・建設業務を「3(2)イ(ア)～(ウ)」に定める各要件を満たす複数の企業で実施する場合は、共同企業体（共同施工方式又は分担施工方式）を結成することとし、ウに定める代表企業を代表者とする。
 - (イ) 「3(2)イ(ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者」の一部又は全部について、共同企業体（共同施工方式）を結成する場合の出資比率は、代表企業が含まれる場合においては、その出資割合を最大とすること。また、代表企業が含まれない場合にあっては、代表者の出資割合を最大とすること。
 - (ウ) 「3(2)イ(ウ) 本施設における建築物等の建設を行う者」の一部又は全部について、共同企業体（共同施工方式）を結成する場合の出資比率は代表者の出資割合を最大とすること。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

- (ア) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納のない者、個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納のない者。
- (イ) 公告の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
- ① 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しない者
 - ② 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者
 - ③ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者、又は指名停止の措置要件に該当しない者
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
 - ⑥ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業のいずれかと次のⅠからⅢまでの関係（以下「資本関係又は人的関係等」という。）にない者

Ⅰ 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- i 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

Ⅱ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、i については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

Ⅲ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

i 組合とその組合員

ii 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

⑦ 本事業に関する検討に関与している次の者又はこれらの者と資本関係又は人的関係等がない者

八千代エンジニアリング株式会社

(所在地：東京都台東区浅草橋五丁目 20 番 8 号 CS タワー)

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

(所在地：東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング)

⑧ 市が設置する選定委員会の委員と次のⅠからⅢまでの関係にない者。なお、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的として委員と接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

Ⅰ 委員に係る資本関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

i 委員の所属する組織と、親会社と子会社の関係にある場合

ii 委員の所属する組織と、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

Ⅱ 委員に係る人的関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

i 委員の所属する組織である場合

ii 委員が管財人を務める組織である場合

Ⅲ 委員に係るその他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する場合をいう。

i 委員が役員として所属する組合とその組合員

ii 委員の所属する組織で委員が代表者を務め、かつ、他方の会社の代表者が、当該委員と夫婦の関係である場合

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(エ)の各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設におけるプラントの設計・建設を行う者は、構成員とし、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。それ以外の者については、①から⑥までの要件を満たすこと。

- ① 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408 号」という。ただし、公告時において、本告示の改正等があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下同じ。）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、清掃施設工事の業種について令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有する者
- ② 清掃施設工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- ③ 入札参加資格審査書類提出期間の満了時において有効な建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に定める様式第 25 号の 15（「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっているものに限る。以下「経営事項審査結果通知書」という。）の写しを市長に提出している者
- ④ 契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者又は提出できる者
- ⑤ この工事に配置できる専任の監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの。以下同じ。）又は主任技術者を有する者。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない
また、配置予定の監理技術者又は主任技術者は入札参加資格審査書類提出期間の満了日において引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者とする。
- ⑥ 令和 8 年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、清掃施設工事の総合評定値が 1200 点以上ある者
- ⑦ 平成 12 年 4 月 1 日以降に契約し平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。以下同じ。）が発注した、次に掲げる要件を満たす一般廃棄物処理施設のプラントを新設する工事の施工実績（共同企業体（JV）による施工実績の場合であって、その施工方式が、共同施工方式（甲型 JV）の場合は出資比率 20%以上であること、分担施工方式（乙型 JV）の場合は当該施設のプラントを新設する工事を担当していること。）を元請として有していること
 - 1) 処理能力 100 t / 日以上（複数炉）の連続運転式の施設
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - 3) 焼却方式（ストーカ式）の施設
 - 4) 公設民営方式（DBO 方式）又は民設民営方式（PFI 方式）による事業

(イ) 本施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ただし、本施設における建築物等の設計を行う者が、「3(2)イ(ア)」に定める本施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件のうち全ての要件を満たす者、又は、「3(2)イ(ウ)」に定める本施設における建築物等の建設を行う者である場合は、②の要件を満たす必要はないものとする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者
- ② 告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、建築コンサルタントの業種について令和8年度の競争入札に参加する資格を有する者

(ウ) 本施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の建設を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、建築工事の業種について令和8年度の競争入札に参加する資格を有する者
- ② 建築一式工事に係る建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者
- ③ 入札参加資格審査書類提出期間の満了時において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者
- ④ 契約予定日において有効な経営事項審査結果通知書の写しを市長に提出している者又は提出できる者
- ⑤ この工事に配置できる専任の監理技術者又は主任技術者を有する者。ただし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
また、配置予定の監理技術者又は主任技術者は入札参加資格審査書類提出期間の満了日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係を有する者とする
- ⑥ 令和8年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、建築一式工事の総合評価値が1200点以上ある者。ただし、市内業者にあつては、1040点以上ある者

(エ) 本施設における運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、本施設の運営を主として行う者のうち少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。その他の者は、当該受託する業務に関連する業種において令和8年度の競争入札に参加する資格を有すること。

- ① 告示第408号第5項の規定により業者登録名簿に登録され、施設運営管理の業種に

ついて令和 8 年度の競争入札に参加する資格を有する者

- ② 次に掲げる要件を満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設における施設運營業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立している場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した実績（平成 22 年 4 月 1 日以降に契約したもので、入札参加資格審査書類提出期間の満了日において 1 年以上運営しているものに限る。）を有すること
- 1) 処理能力 100 t / 日以上（複数炉）の連続運転式の施設
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置した施設
 - 3) 焼却方式（ストーカ式）の施設
 - 4) 公設民営方式（DBO 方式）又は民設民営方式（PFI 方式）による事業

ウ 参加資格の確認

- (ア) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期間の満了日とする。ただし、配置予定技術者については、提案書提出時とする。
- (イ) 入札参加資格審査書類提出期間の満了日までに、3 (2) イ (ア) ④及び 3 (2) イ (ウ) ④に定める経営事項審査結果通知書を提出できない場合は、別途市が指示する日までに当該要件を満たす経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。
- (ウ) 落札候補者選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合又は欠いていることが判明した場合は、市は当該応募者を落札候補者選定のための審査対象から除外する。
- (エ) 落札候補者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合又は欠いていることが判明した場合は、市は落札候補者の選定を取り消すことがある。
- (オ) 落札者決定日から建設工事請負契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合又は欠いていることが判明した場合は、市は落札者決定を取り消すことがある。
- (カ) いずれの場合においても、市は、除外、落札候補者選定、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

市では、応募者から提出を受ける事業提案書に対し、公平に専門的知見に基づいて審査するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った者は失格とする。

委員名	所属・役職
沖野 智子	日本公認会計士協会兵庫会
三枝 由季	兵庫県弁護士会姫路支部
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
吉原 福全	立命館大学 名誉教授
渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科 教授

(敬称略・五十音順)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

市では、入札参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無を確認する。

イ 事業提案審査

選定委員会では、あらかじめ設定した審査事項により事業提案書を審査し、落札者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を市ホームページに掲載する。

5. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、姫路市内としなければならない。なお、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地を、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

市と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するため協議するものとする。

6. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、市が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、市は応募資料の全部又は一部を使用できるものとする。

7. 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8. 応募に係る費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第4章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 指定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクは市が負うものとする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料5 リスク分担（案）」によるものとする。なお詳細は、入札関係書類に示す。

3. 市による事業実施状況の監視

市では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視する。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時モニタリングする。モニタリングの方法、内容等については、入札関係書類に定める。

また、事業者が提供する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地元の雇用及び地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、市内に本店又は本社を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

5. 地域住民との共生

市では、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。事業者は、必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、市に協力するものとする。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域：36,877m²（「添付資料 2 事業実施区域」参照）

2. 都市計画事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 都市計画区域 | 区域内 |
| (2) 都市施設 | ごみ焼却場として都市計画決定済 |
| (3) 用途地域 | 工業専用地域 |
| (4) 建蔽率 | 60% |
| (5) 容積率 | 200% |
| (6) 防火・準防火地域 | なし（法 22 条指定あり） |
| (7) 緑化率 | 5%以上 |
| (8) 環境施設面積率 | 10%以上 |

※環境施設とは、緑地や噴水、池、広場等で周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものである。緑地も環境施設に含む。

第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、第 1 審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、神戸地方裁判所姫路支部又は姫路簡易裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約等も解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約等を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第 8 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第 9 章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 議会での議決

市は、建設工事請負契約の締結に当たり、市議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

市では、適時、市ホームページで情報を提供する。

3. 実施方針に関する担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市農林水産環境局環境事業推進室

電 話：079-221-2574

電子メール：kankyo-jigyo@city.himeji.lg.jp

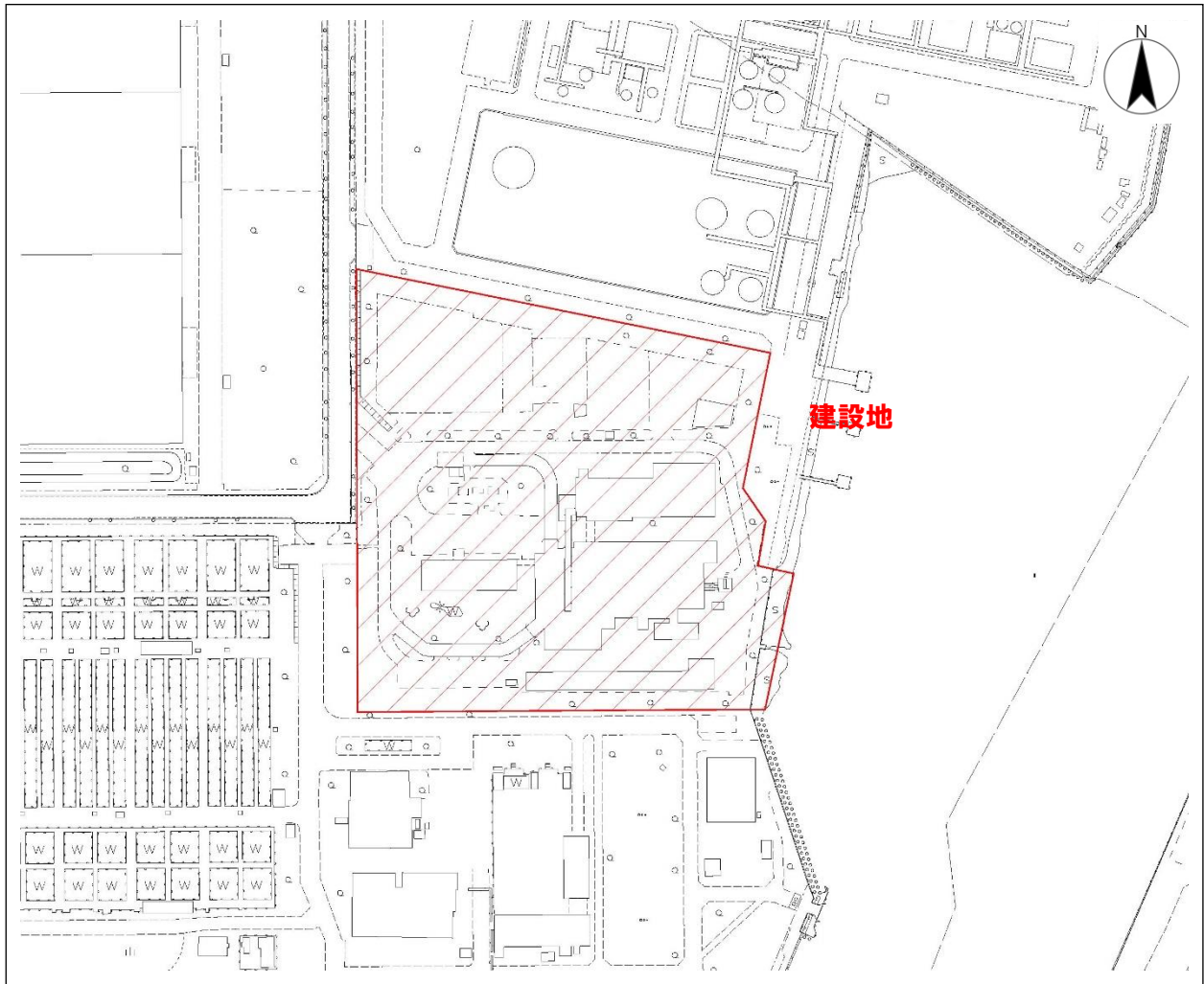
添付資料 1 事業実施場所

【姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27（旧姫路市南部美化センター跡地）】



添付資料 2 事業実施区域

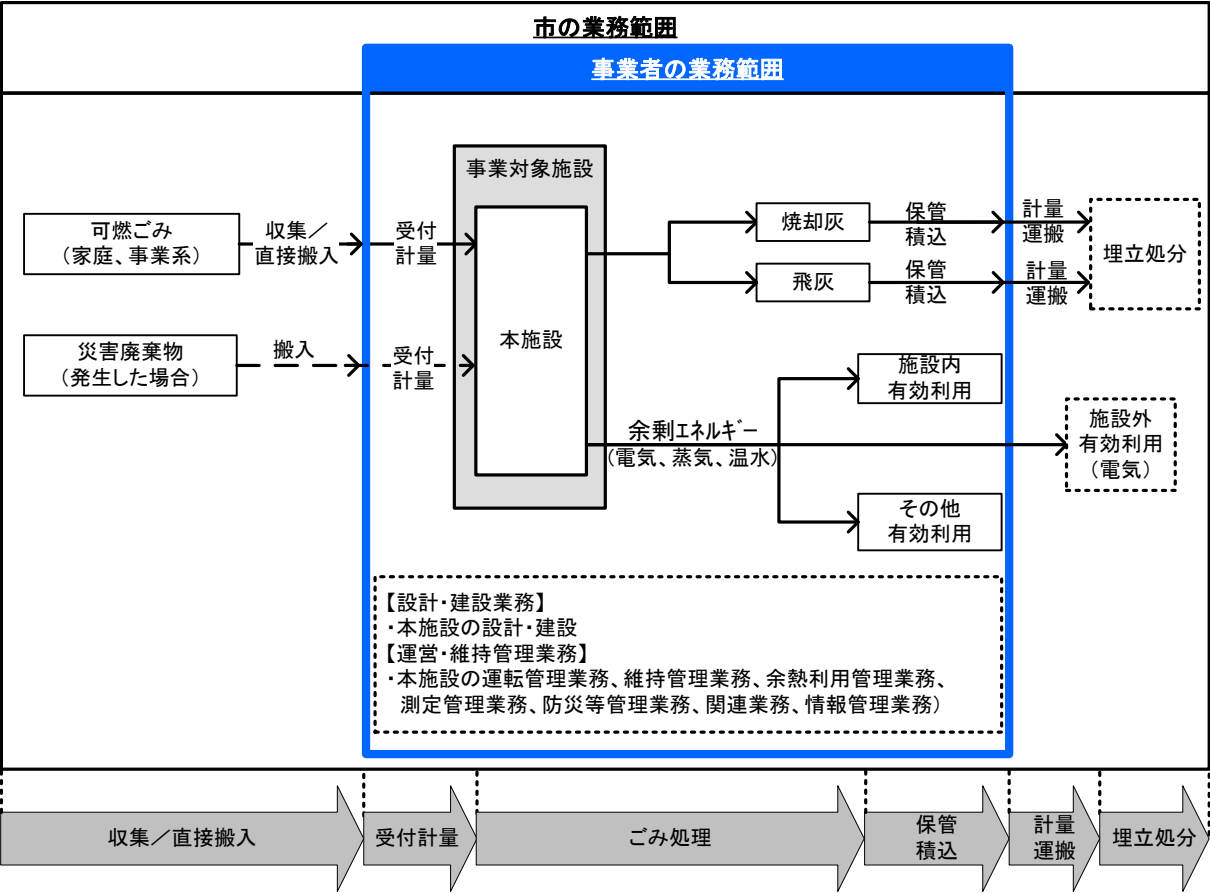
【敷地面積：36,877m²】



添付資料3 契約スキーム（案）

項目		内容
契約スキーム図		注1) 構成員とは特別目的会社へ出資する者、協力企業とは特別目的会社に出資しない者を指す。 注2) 設計・建設業務の建設工事請負契約は、共同企業体又は単体企業（代表企業）と締結する。
事業契約		基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約
市の支払対価		設計・建設費、運営業務委託費
事業者の収入	建設事業者	市から支払われる設計・建設費
	運営事業者	市から支払われる運営業務委託費

添付資料 4 役割分担概念図



添付資料5 リスク分担（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容		市	民間事業者
共通	計画変更	1	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	2	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		3	交付金の見込み違いによるもの	○	
		4	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
	契約締結	5	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの	○	
		6	市の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		7	民間事業者の事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	8	市に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの）	○	
	法令等変更 （税制変更を含む）	9	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		10	上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	11	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		12	民間事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	13	施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		14	民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	15	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		16	民間事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	17	民間事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	18	市による債務不履行	○	
		19	民間事業者による債務不履行		○
	事業破綻	20	民間事業者の財務に関するもの		○
	土地の瑕疵	21	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	△
	物価変動	22	運営前の物価変動	○	△
		23	運営後の物価変動	○	△
	金利変動	24	金利変動	○	
	技術革新	25	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	△	○
	不可抗力	26	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△
計画設計	測量・調査	27	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		28	民間事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	29	市の指示の不備、変更によるもの	○	
		30	民間事業者の判断の不備によるもの		○
	応募	31	提案書作成の費用負担		○
	用地取得	32	当該事業用地の確保に関するもの	○	
建設	完工	33	市に起因する工事遅延によるもの	○	
		34	民間事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	35	市の指示による工事費の増大	○	
		36	上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○

段階	リスクの種類		リスクの内容	市	民間事業者
	施工管理(工事による一般的損害)	37	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	38	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	施設損傷	39	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
運営	支払い遅延・不能	40	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	41	施設許容量内のごみの受入れ		○
		42	施設許容量を大幅に超過(増・減)するごみの処理	○	
	ごみ質変動	43	一定範囲内のごみ質変動		○
		44	一定範囲を大幅に超過するごみ質変動	○	
	搬入管理	45	ごみの搬入管理において、民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		46	上記以外	○	
	運営費上昇	47	市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		48	上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	49	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(民間事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
50		民間事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○	
	要求水準の未達	51	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
終了時	施設の健全性	52	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	53	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の精算手続きに伴う評価損益等		○

【凡例】 ○：主分担、△：副分担（一定程度までは分担する）